



新春区政のお知らせ



区役所で扱っている主な事務が一目でわかる一覧を作りました。御保存の上御利用を願います。

昭和三十年の新春を迎えるに当り、二十万九千区民各位の御健康と御多幸とをお祈り申上げるとともに、区政の概要を御報告申し上げます。

昭和三十年元旦

東京都豊島区長 須藤喜三郎

区政一般

面積	一一、九六平方軒
総世帯	七五、五三五世帯
人口	二八九、五九四名
男	一四七、二八六名
女	一四二、三〇八名

昭和二十九年十二月一日現在

区役所各課取扱事務の概要

本区区政の運営は九課一室及び教育委員会事務局によつて行われ、その取扱事務は次の通りであります。

一、収入役室
出納、決算、現金及有価証券等の保管、区金庫、区有財産及び營造物の管理並に処分、物品の出納保管等の事務を取扱う。

一、教育委員会
区立小中学校、養護学園の管理、教職員の福利、社会教育及び社会体育に関する事務を取扱う。

一、財務課
区の予算編成、経理、物品材料の調達、工事請負契約等に関する事務を取扱う。

一、自治振興課
区役所出張所、区政の周知徹底、貯蓄奨励、自衛隊募集等に関する事務を取扱う。

一、各種相談所
区役所内に次の各種の相談所が設けられ、夫々専門の相談員が無料で相談に応じている。

1. 税務相談所 (毎日)
2. 法律相談所 (毎週水曜)
3. 結婚相談所 (毎日)
4. 母子相談所 (毎週月、水、金曜)
5. 商工相談所 (毎週火、金曜)
6. 戸籍相談所 (毎日)
7. 建築住宅相談所 (毎日)
8. 更生相談所 (毎週月曜)

一、民生課
区民の福利厚生、遺族及生活困窮者急急援護、軍人恩給、公営質屋、授産場、法律、結婚、母子、衛生、厚生相談等に関する事務を取扱う。

一、戸籍課
戸籍、住民登録、外国人登録、印鑑証明、埋火葬認可等に関する事務を取扱う。

一、豊島公会堂
本区を中心たる池袋一の七一六(区役所裏)に位し、鉄骨鉄筋コンクリート造三階建延五一九坪余の近代的威容を誇り収容力一、六〇〇一、〇〇〇名を有し、舞台、鴈花道、大道具室、控室、浴室、舞台照明等を完備し都下屈指の公会堂である。

一、商工課
米穀配給、商工相談、商工業融資、広報宣伝、展示会、見本市、商工適合会商店街連合会等に関する事務を取扱う。

一、土木課
道路、橋梁、河川、溝渠、公園、公共便所、路面清掃、体育場等維持管理の事務を取扱う。

一、豊島振興会館
豊島公会堂附属会館として去月二十六日落成を見、二階延五九坪の近代建築の粋を集めた鉄骨鉄筋コンクリート造にして、結婚式場、図書室、集會場、会議室、業務室、食堂等完備し公会堂と並び豊島の文化の殿堂として誇り得るものである。

一、建築課
建築確認、建築相談、地代、家賃統制等に関する事務を取扱う。

一、区役所出張所
区内を九つの地区に分けて第一から第九ま

での区役所出張所がおかれ、区役所の事務のうち区民の日常生活に關係の多い事務を取扱っている。

取扱事務及所在地等は四頁に掲載

外に区役所内には区政運営上の重要事項を議決する区議會の、一切の事務を取扱っている区議會事務局があります

区民の皆に特に知っていただきたい 大きな事務や事業につき解説致します

【総務課】

一、寄附募集について

寄附募集については「金銭物品等の寄附募集に関する条例」の定めるところに従い、募金開始日の十日前迄に募金区域が区内の場合には区長宛、区域が二区以上にわたる場合は都知事宛の募金許可書を総務課総務係へ提出して許可を受けねばなりません。また区内だけの募金でその金額が三十万円を超える場合は、別に定める募金審査委員会の審議に附することになっております。

一、選挙人名簿について

各種選挙に使用する選挙人名簿には、基本選挙人名簿と補充選挙人名簿の二種類があります。

基本選挙人名簿には、毎年九月十五日現在で、二十三区通算、三ヶ月の住所要件及びその年の十二月二十日で満二十年になる日本国民で欠格事由に該当しない方が登録されます。

補充選挙人名簿は、本人の申告により、選挙の行われる都度作製するもので基本選挙人名簿作製後、新しく選挙資格ができた方及他からの転入した方を登録します。これらの名簿には、いづれも縦覧期間があつて、名簿に登録されない方は登録の申出をすることができます。選挙権のある方でも、これらの名簿に登録のない方は投票できません。

一、区民の要望処理について

区役所で直接扱っていないが、区民に極めて密接な関係にあるガス、電気、水道、汲取り等のことについて、皆様の御要望を承り、関係者と連絡の上善処することになつていきますので、御遠慮なく御申出下さい。

【財務課】

一、財政のあらましについて

財政の公明なる運用は、マ政の円満な伸展に寄与する事は勿論で、かゝる観点より本区に於ても予算の内容と財政の運営状況を公表し続けて参りましたが、この機に再び本区財政の現況を要約報告致したいと存じます。

扱て本年度当初予算（総額四三七、七三一、九〇三円）は去る三月の区議會に於て可決されましたが、それは区職員並に学校雇員等の人件費（五〇％）と、事務事業費（五〇％）とに大別され、事務事業経費の主なるものは、小中学校の増改築費、土木事業費、成人職業学校費、

区民生活向上のための民生事業費、商工振興費並に衛生対策費等となつて居ります。以後三回に亘る補正予算を編成し、現在総額は七二二、四三九、七七五円となり、その補正予算の内容は区民厚生寮（豊島荘）の買収及運営費、豊島振興会館の建設費、土木事業費、特別区財政調整納付金となつて居ります。以上は一般会計についてであります。

次に特別会計として公益質屋事業と商工業融資事業の二会計があります。公益質屋事業は池袋と日出町の二ヶ所所て経営されている本区公益質屋の事業費で総額は二七、六〇五、〇四九円となつて居ります。商工業融資事業会計は区内商工業者への小口貸付で、その融資対策を目的としたもので総額五、二五〇、〇〇〇円であり、

【税務課】

一、区民税について

本区の業務事業の運営は、一に区民税の収入成績如何にかゝつて居るのであります。十一月三十日現在に於ける区民税の収入状況は予算額三二二、一六九、一四九円に対し、収入済額一八八、八五七、七七〇円で、六〇・五％の成績であり、前年と大体同率ですがデフレ不況下衆親を許しませんので区民税の納税については今後共区民各位の層一層の御協力をお願い致します。

昭和三十年年度区民税の申告方法

一月一日現在において区内に事務所を有する人及び区内に住所を有しなくても区内に事務所、事業所又は家、屋敷を有する人は毎年三月三十一日まで個人申告書を提出しなければなりません。申告用紙は戸別に配付致しますが、万一配付洩れの場合は税務課又は最寄の出張所で

御受取りの上必ず期限までに申告して下さい。

一、自転車荷車税について

(一) 税額と納期 四月一日現在に於て自転車又は荷車を所有する人は一合に付年額左記の通り課税されます。納期限は五月三十一日です。

イ、自転車原動機付は五百円、その他二百円
ロ、荷車、荷積牛馬車八百円、荷積大車四百円、荷積小車及びリヤカー二百円
(二) 月割課税 四月二日以後新に取得された人は、その翌日から翌年の三月迄月割を以て課税されます。

【商工課】

四月一日現在において犬を所有する人は毎年の登録手数料三百円の外に一頭につき年額三百円を課税されます。納期限は五月三十一日であります。

一、中小商工業事業資金の融資について
本区に於ては昭和廿八年八月より区内中小商工業者の事業経営に必要な事業資金の融資を行つております。この融資は中小商工業者の自己資本と相俟つて健全なる経営態勢を整へ本区商工業の伸展に資するものであります。

- 1、借入申込の資格
 - (イ) 区内で同一事業を引続き一年以上営んでいるもの
 - (ロ) 特別区民税の完納者
 - (ハ) 遊興娯楽関係を除く
- 2、貸付条件
 - (イ) 金額 原則として一人十万円以内
 - (ロ) 期間及び利子 六ヶ月以内 日歩三銭
 - (ハ) 保証人 二人以内の連帯保証人
 - (ニ) 担保を徴する場合は不動産 有価証券
 - (ホ) 返済方法 日掛、月掛
- 3、申込場所 区役所商工課

一、商工相談所について

当区役所商工課内商工相談所に於て区内商工業者各位の良き相談相手として其のみの専問家を委嘱して、あらゆる相談に応じて居ります。どうぞ御利用下さい。

○相談内容

金融、店舗経営、税務、経理、商店及工場診断、協同組合の設立、特許、実用新案、意匠登録、鑑定調査

一、広報宣伝車について

区が行う事務事業を逸早く皆様にお知らせすると共に皆様からの種々の御相談に應ずるため、広報宣伝車を二十九年七月購入致しました。この宣伝車は区内の商工団体、会社、工場等の御利用に供して居り、既に皆様のお目にも数回止まつて居る事と存じますが拡声装置、録音装置、座席十七を完備した新型高性能車です。この宣伝車の御利用に就いての申込は次の通りであります。

- (1) 利用者の範囲 区内の官公署、公共団体、工業の団体並に之等に加入している店舗、工場、会社等
- (2) 申込方法 使用申請書(商工課にあり)に放送文を添へ使用する日の一週間前に区長に提出して下さい
- (3) 所要経費 調要経費として実費を負担して頂く事に成つて居ります。
- (6) その他 御申込、御問合せは、区役所商工課(電話(97)二〇二七)にお願ひ致します。

一、米穀の配給について

現在区内には一四七の主食小売販売業者があり、これらの小売業者が卸売業者より購入する米穀の割当及小売業者が皆様に配給する業務の指導監督を致して配給業務に遺憾のない様に致して居ります。

商工展示会、傘、覆物、酒類其他各種の見本市を開催して生産技術、販路拡張迄商工業の振興に資して居ります。尚商工連合会、商店街連合会の事務を区商工課で担当して商工業団体の指導育成を図つて居ります。

「自治振興課」

一、行政区画並行政区画協力員とは 民主的な区政を行うには一般区民の深い理解と協力に於てならなければなりません。そこで本区は区政を末端まで徹底させると共にその運営を効率的に行うため、出張所の区域毎に区民の代表である区議会議員を中心とし、之に各層の代表者を含め昭和二十四年三月地区委員制度を設置し、毎月地区委員会を開催の上区政の周知徹底と区民の要望に忠実に好評を博して居ります。その後半歳を経た同年十月更に進んで大方の要望に忠え、地区委員会の協力機構として各地区の徳望ある有識者の参加を得て概ね七十五世帯に一名の割合を以て行政区画協力員を委

嘱し区政の伸張発展を図りました。現在行政区画委員は一五八名行政区画協力員は一〇二三名が夫々委嘱せられ区政上の重要な一翼として本区発展の一大推進力となつて活躍致して居ります。区民各位におかれても本制度を充分御認識御理解を頂き区政における諸般の要望其の他が御座いましたら、御近所の地区委員若くは地区協力員に御遠慮なくお申越し下さい。皆様の尊い御意見を切にお待ち致して居ります。

一、区政公報とは 毎月一回当面せる区政上の重要な事項とか事務事業をわかりやすくお知らせし区民各位の御理解を願う為五、〇〇〇部を印刷の上、行政区画委員同地区協力員には勿論衛生相談員まで配付し、その他関係官庁学校それから出張所窓口から一般区民に対し相当数配付致して居りますので、是非御覧の上区政への特段なる御理解と御協力をお願い致します。

【民生課】

一、法律相談所、結婚相談所、母子相談所

各相談所は次の日程で区役所内婦人会館に於て開設されます。費用は一切無料でそれぞれ専門の担当員が親身になつて御相談に応じます。お気軽にどん／＼御利用下さい。

法律相談 毎週水曜午後一時から同四時まで
結婚相談 毎週火、金曜日午前十時—午後三時まで
母子相談 (未亡人相談) 毎週月水金曜午後一時から同四時まで

更生相談 (毎週月曜) 婦人会館
青少年犯罪予防、更生に対する相談

一、公益質屋

池袋公益質屋 (池袋一ノ一三四ノ二)
日出町公益質屋 (日出町一ノ一六七)
駒込公益質屋 (駒込四ノ一五番地開設予定(月末))
両店舗共貸付限度は一世帯について八千円以内、貸付利率は一月について三分、流質期限は契約の日から四ヶ月で新規契約の際は米穀通帳等住所を確認出来るものが必要です。

一、授産場 (池袋一ノ五電話(97)一八七八)
作業は普通一般内職で一応共同作業の形態を採つていますが軽易なもの自宅に持帰つても出来ます。

尙近時、内職希望者の増加に伴い豊島授産所、長崎分室(旧長崎民生事務所)を新しく開設し区民の要望にこたえる事になつた。

一、保健衛生

衛生相談員三六九名、衛生消毒、進委員九名を中核として昭和二十六年以来「衛生豊島」の建設に邁進、昆虫の駆除、雑草の刈取、ドブ浚渫、溜水排水、塵芥焼却埋立、消毒剤の撒布等を行う。又衛生相談員制度を十二分に成果あらしめるため今回代表者、当番制を実施、区と相談員の連絡を密にし一層の御協力を願うこととなつた。

【戸籍課】

一、戸籍謄本、抄本、記載事項証明の請求

区役所に請求します。手数料は一枚につき(記載事項証明は一件につき)三〇円で、全国同一です。郵便で請求する場合は、手数料の外に返送料郵便切手を添えて下さい。

一、住民票謄本、抄本、記載事項証明の請求

住所地の区役所出張所に請求します。これは、昭和二十七年七月からできたもので入学、就職、扶養家族の証明等その他本籍、居住を証明する場合に便利です。

一、戸籍の届出について

出生届は 医師又は助産婦の出生証明を添えて、十四日以内に
死亡届は 医師の診断書を添えて七日以内に
婚姻届は 届出をしないと夫として、妻としての権利が主張できない。生れた子供は嫡出子となりません。

一、住民登録の届出について

転入届は 他区から転入した場合に
轉居届は 区内で異動した場合に
変更届は 同管内で新世帯をつつたときや、世帯主を変更した場合に
十四日以内に、区役所出張所へお届けください。

一、戸籍相談について

区役所では区民の皆さんの戸籍相談に應ずるため、戸籍課に「戸籍相談所」を設け、また区内には百七十数名の「戸籍相談委員」の方々が、御相談に應じています。

【建築課】

住宅新築及地代家賃について

一、先づ宅地選定についてはその土地が道路に接しているか、いないかと言うことであります。若し道路に接していない場合は家を建てる事が出来ません。

次にその土地については建築法規上の制限がありますのでよく調査検討の上設計して下さい。尚詳しいことは建築課建築係へ御問合せ下さい。(電話(97)五二五七)

二、地代家賃については去る昭和二十五年七月十一日以降のものは統制が解除され、同日以前からある住宅についてはのみ、数回改正がありましたから、その計算方法や詳細については建築課住宅係へ御問合せ下さい。(電話(97)五二五七)

【土木課】

一、側溝工事について

区内公道の側溝完備工事は総額一〇、三一八、〇〇〇円、設置延長は一四、三九五米の計画で昨年十一月中旬より着手していたが其の殆んどが竣工した。

一、弓射場の建設について

本区総合運動場の設備は着々完備されつつありますが、好弓家の待望久しかった弓場も悉々総建坪十五坪、予算四十八万円であるが二月二十日より着手、新春早々その落成を見ることになった。

一、道路舗装について

鬼子母神通りの舗装工事は去る十二月十八日より総工費七十八万円着手し、二月上旬竣工の予定であります。尚本年度中に舗装される事になっている総面積は東に一万平方米であります。

【教育委員会】

一、学校図書館の建設について

本区に於ける学校図書館の建設は他区に率先して、その計画を樹立し、将来は全区立中小学校に建設するを目的として昭和二十五年より継続して来ましたが既に二十一館の落成を見、更に現在五館が建設中であり是が完成の隅には本区の学校図書館は区立小中学校三十九校中二十六校にその設立を見るわけであり、図書館の重要性は多言を要しないところであり、本区教育の充実発展のため区民各位の一層の御支援と御協力を切望いたします。

一、社会教育関係について

教育、体育関係の団体への加入又は結成、茶華道その他レクリエーション団体のことも取扱っておりますから、これらの相談には社会教育課へ

一、ナトコ映写機について

成人教育の為の映画会を一般区民の申込により無料で開催いたします。

一、紙芝居、幻灯、フィルム等の貸出について

婦人会、子供会、青年会等で希望があれば無料で貸出して居ります。

一、豊島公会堂 豊島振興会館

本公会堂は二十八万区民の総力を結集して昭和二十七年十一月末落成開館されたもので以来、式典、講演会、音楽、舞踊、演芸、その他各種の舞台芸術等明るく香り高い文化的催しに利用され、区内は勿論、現在では東京都内各々にまで普及されております。

尚公会堂の使用料金をその詳細については公会堂係へ御問合せ下さい。

又去る十二月二十六日その落成を見文化豊島に更に一偉容を加えた豊島振興会館も近く皆様に利用して頂きます。

一、区役所出張所取扱っている事務と出張所の所在地及管轄区域

取扱事務

- 1、転出入及び住民登録に関する事務
- 2、転入学及び印鑑証明に関する事務
- 3、区税の収納及び主食の配給に関する事務
- 4、埋火葬許証及び都民葬儀券の交付に関する事務
- 5、畜大登録、汲取券(売却)に関する事務
- 6、区政地区委員、同協力員に関する事務
- 7、保健衛生に関する事務
- 8、区政の周知徹底に関する事務

出張所	所在地(電話番号)	所管区域
第一出張所	巢鴨三ノ三 (94)四九七五	駒込一、二、三、四、五、六丁目 巢鴨一、二、三、四、五、六、七丁目 西巣鴨一、二丁目 池袋一、五、六、七、八丁目 堀之内町
第二出張所	池袋一ノ五 (97)〇四三一	池袋二、三、四丁目
第三出張所	池袋二ノ一〇三五 (97)四九七四	池袋二、三、四丁目
第四出張所	雑司ヶ谷町五ノ七七 (97)三六三七	雑司ヶ谷町一、二、三、四、五、六、七丁目 日出町一、二、三丁目
第五出張所	目白町一ノ一〇五七 (97)一七二九	高田本町一、二、三丁目 高田南町一、二、三丁目 目白町一、二、三、四丁目
第六出張所	長崎一ノ三八〇 (95)五一七〇	椎名町一、二、三丁目 長崎一、二、三丁目、長崎東町一丁目 千早町一丁目
第七出張所	椎名町六ノ二二八四 (95)五一五九	椎名町四、五、六、七、八丁目
第八出張所	千早町三ノ三三三 (95)五九一三	長崎四、五、六丁目 千早町二、三、四丁目 要町三丁目
第九出張所	要町一ノ三五五 (95)二八二六	要町一丁目 高松一、二丁目
同臨時分室	千川町一ノ一〇〇 (95)五三六四	千川町一、二丁目、要町二丁目 高松三丁目

躍進豊島の区政 新しい事務事業計画成る

皆様に喜ばれる「区政」にと、つねに腐心する本区におきましては従来の事務事業の外に将来須藤区長の抱負と構想による刷新的な区政の樹立が計画されて居り、それは次のようなものであります。

道義精神の振興策

一、道義昂揚推進の強化

学校教育と体育に関する事業

- 一、六三制の整備
- 二、校地買収拡張事業
- 三、学校図書館建設
- 四、学校游泳池建設
- 五、屋内体操場(講堂兼用)建設
- 六、学校施設整備事業について
 - イ、新炭庫
 - ロ、運動器具庫
 - ハ、学校給食場
 - ニ、特別室
 - ホ、保健室
 - ヘ、更衣室
 - ト、シャワー室
 - チ、火災報知機
- 七、学校環境整備
 - イ、校舎舗装
 - ロ、囲欄整備
 - ハ、門及び扉の整備
 - ニ、非常道路(隅切)施設
 - ホ、植樹
- 八、養護学級増設
 - イ、精神薄弱児特殊学級の増設
 - ロ、肢体不自由児特殊学級の増設
- 九、養護学級の整備拡充
 - 一〇、臨海、林間施設の整備拡充
 - 一一、学校総合運動場の建設
 - 一二、学校体育、保健の振興
 - 一三、体育指導者養成及び体育指導法の向上
 - 一四、区立小学校体育科カリキュラム編成
 - 一五、児童生徒の基本体力の科学的診断

- ニ、運動技術到達基準の作成
- ホ、女子体育の向上
- ト、遅進児、虚弱児の体育向上
- チ、幼児体育の向上
- リ、雨天時及び冬季体育の向上
- ル、徒手体操と懸垂運動の奨励
- ヌ、体育服装整備
- フ、学校保健相談所の設置
- 一三、PTA経済負担の軽減
- 一四、警備員制度の強化
- 一五、教職員住宅の拡充
- 一六、教職員貸付金制度の拡充
- 一七、教育研究所設置
- 一八、PTAの振興
- 一九、社会学級増設
- 二〇、子供山の設置
- 二一、視覚教育振興
- 二二、豊島区理科教育の振興
- 二三、青少年に対する海洋航空教育
- 二四、六三制整備に必要な法人乃至法人類似団体の設置

商工対策事業

- 一、経済会議所若しくは商工連合協議会ともいふべき機関の設立
- 二、商工指導所の開設
- 三、商工会館の建設
- 四、アーケード式商店街の設置
- 五、自動車、軽車両運転教習所の設置
- 六、問屋街、娯楽街、名店街誘致のための調査研究とその実現促進
- 七、商工業者の実態調査
- 八、商店名鑑の第二回刊行
- 九、区内中小企業融資の拡大
- 一〇、見本市展示会の拡大強化
- 一一、見本市
- 一二、諸種の発明、考案等の公開、助成

道路公園及緑地化対策事業

- 一、下水工事
 - イ、改良下水工事
 - ロ、道路側溝工事
- 二、道路工事
 - イ、簡易舗装工事
 - ロ、砂利道修繕工事
 - ハ、商店街整備のため道路、下水改修工事
 - ニ、道路隔切工事
 - ホ、私道の調査、救済
 - 三、公園と児童遊園
 - イ、公園設置工事
 - ロ、児童遊園設置工事
- 四、緑地化工事
 - イ、街路樹設置工事
 - ロ、一般緑地化工事
- 五、公共便所について
- 六、区民の建築的助成事業
- 七、家屋の建売

保健衛生対策事業

- 一、衛生豊島の完成
 - イ、水便所の完成、下水側溝の完備、谷端川暗渠の設置等
 - ロ、建築許可と下水施設
 - ハ、塵箱各戸設置運動の展開
 - ニ、空閑地の衛生管理
 - ホ、学童動員の衛生対策
 - ヘ、衛生に関する地域的組織の結成と酸金制度
 - ト、民生課所管機動班の常設
- 厚生関係事業
 - 一、相互扶助共済制度の確立
 - イ、生活協同組合豊島区民共済会の設立
 - ロ、生活協同組合豊島区民共済会の設立
 - ハ、中小企業生活協同組合の設立
 - 二、区民厚生施設の整備拡充
 - 三、区職員の福利制度の確立
 - イ、職員互助会の設置

自治振興に関する事業

- 一、町会及び類似団体の設置並びに調整
- 二、区政地区委員、協力員の整備
- 三、地区委員に対する感謝状贈呈
- 四、地区協力員に対する感謝状の贈呈
- 五、出張所の増設
 - イ、第一出張所管内の再配分に伴う増設
 - ロ、人口四〇〇方に対する出張所設置対策
- 六、区政の周知徹底
 - イ、掲示板の補強整備
 - ロ、豊島区勢要覧の調製
 - ハ、区政の周知方法の改善
 - ニ、公証事務の迅速化
 - 七、法の普及徹底
 - 八、戸籍委員の設置
 - イ、出張所に戸籍相談所設置

- 四、生活困窮者の救済制度
 - イ、区営診療所の設置と貧窮者国民健康保険料の区負担制度
 - ロ、志急扶助の強化対策
 - ハ、貧困者災害時における宿舎対策
 - ニ、貧困者に対する育英制度の確立
 - 三、授産場事業拡充計画(巡回移動授産施設)の実施
- 五、就職斡旋に関する対策(職業安定推進連絡協議会の結成)
- 六、母子相談所の強化対策
- 七、区立保育園の増設計画
- 八、公益質屋増設計画
- 九、高齢遺族に対する授産資金の貸付
- 一〇、敬老対策
 - イ、敬老会の開催
 - ロ、長寿者に対する祝辞と記念品の贈呈
 - ハ、長寿者との座談会の開催
 - ニ、豊島区戦没戦死者慰霊塔(像)の建設
 - 三、戦没者遺家族留守家族、傷い軍人、身体障害者等合同慰安会の開催
 - 四、冠婚葬祭に関する対策
 - 一五、職業補導教育の強化
 - 一六、成人職業学校の常設化
 - イ、特殊技術教育の実施
 - ロ、身体障害者の救済策
 - ハ、青少年不良化防止対策

